

上尾市契約規則及び上尾市工事検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 3 6 号

上尾市契約規則及び上尾市工事検査規則の一部を改正する規則

(上尾市契約規則の一部改正)

第 1 条 上尾市契約規則（昭和 3 9 年上尾市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号及び第 4 条第 2 項第 6 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

第 3 0 条第 1 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同条第 2 号中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同条第 3 号中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同条第 4 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同条第 6 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改める。

(上尾市工事検査規則の一部改正)

第 2 条 上尾市工事検査規則（平成 2 4 年上尾市規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の上尾市契約規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の上尾市工事検査規則（以下「新検査規則」という。）第 3 条の規定は、施行日以後に執行する検査（新検査規則第 1 条に規定する検査をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に執行する検査については、なお従前の例による。